

裁 決 書

審査請求人

東京都文京区千駄木2-40-13
真能荘 203

三宅 勝久

上記審査請求人からの令和4年7月13日付け審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

実施機関である神奈川県知事が行った令和4年6月29日付けの行政文書一部公開決定処分のうち、審査請求の対象となっている自治体（海老名市、大磯町、座間市、伊勢原市、中井町、南足柄市及び逗子市）から神奈川県退職者キャリアバンクに提出された求人票については、以下の表中の項目①、②、③及び④の情報の不開示決定を取り消し、項目⑤の情報については本件審査請求を棄却する。

また、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所から神奈川県退職者キャリアバンクに提出された求人票については、表中の項目①、②、③及び④の情報についての本件審査請求を棄却する。

(表)

項目	情 報
①	役職名、役員任期、職務内容、職種、求める知識・経験等、必要な資格・免許等、勤務場所
②	給与等の条件（給料・手当額・年収）、初年度給与が上記年収見込みと異なる場合
③	特記事項
④	担当者連絡先（E-mail）
⑤	担当者名 ※海老名市から提出された求人票に限る

事案の概要

- 1 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年5月1日付で、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「神奈川県退職者を採用する目的で民間企業や法人、地方公共団体から県に提出された求人票（ただし 2016 年度のもの）」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、令和4年5月16日付で、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和4年6月29日付で、本件請求に係る行政文書として、2016年度（平成28年度）に神奈川県退職者を採用する目的で実施機関に提出された求人票を特定し、条例第5条第1号、第2号及び第4号に該当することを理由に、その一部を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年7月13日付け審査請求書をもって、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、海老名市、大磯町、座間市、伊勢原市、中井町、南足柄市、逗子市（以下「各自治体」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「特定地方独立行政法人」という。）から提出された求人票（以下「本件行政文書」という。）に含まれる情報の一部を非公開とした処分（以下「本件非公開処分」という。）について、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 神奈川県知事は、本件審査請求について、条例第16条の規定に基づき、令和4年9月29日付で神奈川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 5 審査会は、令和6年4月22日付で神奈川県知事に対して、「実施機関である神奈川県知事は、審査請求人からの令和4年5月1日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、特定自治体（海老名市）の担当者の氏名及び特定地方独立行政法人の担当者メールアドレスを除く非公開情報については、これを公開すべきである。」と答申した。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張要旨
 - (1) 本件行政文書は、神奈川県職員出身者の採用をして地方自治体や独立行政法人が作成し、県に提出した「求人票」である。例えば、県内の地方自治体の場合、神奈川県に提出した「求人票」はすべて公開しているとおり、地方自治体や独立行政法人の職員募集の内容はすべて公開するのが現代日本社会に定着した慣例であるから、条例第5条第1号ただし書イあるいはウに該当する。また、同条第2号及び第4号にはそれぞれ該当しない。
 - (2) 県の再就職制度は、癒着や不公正な便宜供与といった疑惑を排除することを目的のひとつとして作られている。そうすると、仮に公開することによって、法人や個人に何らかの不利益が生じたとしても、その程度は漠然としたものにすぎず、公開することによる利益が優越することが明らかである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 本件行政文書について

神奈川県では、職員の退職管理の適正を確保するため、人事課に「神奈川県退職者キャリアバンク」（以下「キャリアバンク」という。）を設置している。本件行政文書は、県を退職する職員又は退職した者（以下「県退職者」という。）を採用する意向のある団体が求人情報を登録するために、キャリアバンクに提出された求人票である。

(2) 条例第5条第1号本文該当により非公開とした情報について

求人票は、県退職者を採用するために、各団体が作成及び提出したものであり、当該団体に再就職した者が特定された場合には、当該者の個人情報である、「元神奈川県職員であった」との職歴が公になることとなる。

ア 主文に掲げる項目①及び③の各情報

標記情報とそれ以外の部分の情報のほか、これまでに公になっている情報等とを照合することにより、求人票を提出した団体に再就職した県退職者が識別され、又は識別され得ることから、標記情報は、条例第5条第1号本文に該当するものと判断した。

イ 主文に掲げる項目②の各情報

給与等の情報については、特定の個人を識別できない場合においても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、条例第5条第1号本文に該当するものと判断した。

ウ 主文に掲げる項目④及び⑤の各情報

求人票の法人担当者欄に記載された担当者の氏名は、特定の個人が識別できる第一義的要素であり、また、同欄記載の担当者連絡先（メールアドレス）についても、条例第5条第1号ただし書イに該当するものを除き、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するものと判断した。

エ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件行政文書である求人票は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報（条例第5条第1号ただし書ア）」とは認められず、また、職員の退職管理に関する条例第4条第2項に基づき公表されている情報は公開しているところ、本件非公開情報については、「慣行として公にされる情報（同号ただし書イ）」とは認められない。また、本件非公開情報は、人事管理上保有する身分の取扱いに関する情報等に該当することから、公務員等の職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）とは認められず、また、県民の生命等を保護するため、公開することが公益上必要であると認められる情報（同号ただし書エ）でないことは明白である。

(3) 条例第5条第4号工該当により非公開とした情報について

前記(1)のとおり、職員の退職管理の適正を確保するため、県ではキャリアバンクを設置しているところ、不公平、不適切な再就職を防止するための対応として、県退職者に対して、どのような求人票が提出されているかといった情報は開示していない。

また、県退職者が、各団体と直接やりとりするのではなく、キャリアバンクにおいて、各団体から提出された求人内容を踏まえ、県退職者を選び、マッチングすることとしており、その場合に限り、県退職者に対して当該団体からの求人情報を提供することとしている。

本件非公開情報を公開し、現在及び過去の求人の具体的な内容や担当者名等を公に

した場合、県退職者による不適切な再就職活動を誘引するなど、キャリアバンクを通じた適切な退職管理に支障が生じるおそれがある。

また、求人情報は、求人票を提出した時点における各団体の人事構想そのものであり、マッチングが成立しなかった場合等も含め、当該情報が公開されることで、各団体が求人票の提出自体を躊躇したり、率直な記載をためらうおそれもある。

以上のことから、本件非公開情報を公開することで、今後、反復継続される退職管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号工に該当するものと判断した。

なお、求人票の法人担当者欄に記載された担当者のメールアドレスについては、その性質上、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、本来の業務に支障をきたすなどの弊害が生じるおそれもあることから、条例第5条第4号柱書に該当するものと判断した。

理由

本件審査請求は、主文の表に掲げる各自治体及び特定地方独立行政法人から実施機関に提出された各求人票について、主文の表の項目「①」から「⑤」に掲げる非公開情報（以下これらの非公開情報をそれぞれ、「情報①」、「情報②」、「情報③」、「情報④」及び「情報⑤」という。）の公開を求めるものである。

1 情報①、情報②及び情報③について

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

審査会において、情報①、情報②及び情報③の非公開情報に係る処分の妥当性については、「いずれも一般的な求人情報にすぎず、特定の県退職者を識別し得る情報とは認められない。いかなる情報と照合することで再就職した県退職者を特定し得ることになるのか、その具体的な根拠が行政文書一部公開決定通知書や弁明書で示されてしまうと、実施機関の上記説明は合理的とは認め難い。以上のことから、「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは認められないため、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当しない。」と結論付けている。

しかし、県では、職員の退職管理に関する条例（以下「退職管理条例」という。）第4条第2項に基づき、県職員として管理職の地位にあった者が2年以内に再就職した場合、氏名や離職時の職、再就職先の名称等を公表しているところ、退職管理条例に基づいて再就職情報を公開している元管理職であった者については、公開情報と再就職先の求人票を照合することで、求人票そのものが特定の県退職者の情報が識別され、若しくは識別され得るものとなり、結果的に当該求人票は個人に関する情報と同視できるものとなる。

以上から、条例第5条第1号本文の「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当すると判断した。

一方で、退職管理条例上で公表対象となっていない者の再就職先に係る求人票については、審査会の判断のとおり一般的な求人票にすぎず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断した。

上記を踏まえると、今回の審査請求対象となっている各自治体からキャリアバンクに提出された求人票については、当該求人票に基づいた再就職者の中に、県職員として管理職の地位にあった者はおらず、退職管理条例上の公表対象者ではないことから、求人票から特定の個人情報が識別され得るとはいはず、個人に関する情報にも該当しないため、条例第5条第1号本文に該当せず、これを公開すべきである。

しかし、同様に審査請求対象となっている特定地方独立行政法人からキャリアバンクに提出された求人票については、当該求人票に基づく再就職者は、県職員として管理職の地位にあった者であり、再就職情報が公開されているため、当該求人票を公開することで、求人票そのものが特定の県退職者の情報が識別され、若しくは識別され得るものとなり、個人に関する情報にも該当することから、標記情報は条例第5条第1号本文に該当し、非公開とすることが妥当である。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

審査請求人は、「地方自治体や独立行政法人の職員募集の内容はすべて公開するのが現代日本社会に定着した慣例であるから、条例第5条第1号ただし書イあるいはウに該当する。」と主張している。

条例第5条第1号ただし書イに規定する情報は、従来から慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、かつ、今後公表してもそれが個人の権利利益を不当に害するおそれがないことが確実なものであると解されるが、前記(1)記載のとおり、退職管理条例に基づいて再就職情報を公開している元管理職であった者については、求人票そのものは一般的な求人票にすぎなくても、公開情報と再就職先の求人票を照合することで、特定の県退職者の情報が識別され得ることから、個人の権益を害するおそれがあると言える。

したがって、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断した。

また、条例第5条第1号ただし書ウについても、当該規定の「公務員等の職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する情報は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報には含まれないと解されることから、退職管理条例に基づいて再就職情報を公開している元管理職であった者については、公開情報と再就職先の求人票を照合することで、当該求人票そのものが、特定の県退職者の情報が識別され得る情報になると言える。

したがって、条例第5条第1号ただし書ウにも該当しないと判断した。

(3) 条例第5条第2号該当性について

条例第5条第2号は、その適用対象となる「法人等」から、「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。」としている。

本件行政文書は、いずれも団体等から提出された求人票であることから、これらの求人票に含まれる情報は、同号の適用対象から除外される「地方公共団体及び地方独立行政法人」に関する情報と認められる。

以上から、審査請求人の主張のとおり条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当しない。

(4) 条例第5条第4号該当性について

前記(2)記載のとおり、退職管理条例に基づいて再就職情報を公開している元管理職であった者については、公開情報と再就職先の求人票を照合することで、当該求人票そのものが、特定の県退職者の情報が識別され得る情報になると考える。これが公開されることで、個人の権益を害するおそれがあり、さらには今後反復継続される退

職管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号工に規定する事務等の情報に該当すると考える。

2 情報④について

各自治体の求人票における担当者メールアドレスは、職員個人に割り当てられたものではなく、部署等の組織単位で割り当てられたものと認められ、これを公開することで特定の個人が識別されるおそれは認められないことから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報には該当しないため、これを公開すべきと判断した。

一方で、特定地方独立行政法人の求人票における担当者メールアドレスについては、一般的に公にされるものではないため、公開することで当該法人との業務に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、特定地方独立行政法人からキャリアバンクに提出された求人票の求人票における担当者メールアドレスは、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当し、非公開としたことは妥当であると判断した。

3 情報⑤について

海老名市が提出した求人票中、法人担当者欄に記載された担当者の氏名については、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

また、海老名市は職員録等により職員の氏名を公表していないことから、同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められず、また、同号ただし書ア、ウ又はエに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しない。

したがって、当該担当者の氏名について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

よって、主文のとおり裁決する。

令和6年6月21日

神奈川県知事 印

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に裁決の取消しの訴え提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めるることはできません。処分が違法であることを理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴え提起することができます。

2 上記の期間が経過する前であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴え及び処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、上記の期間が経過した場合であっても、正当な理由があると認められるときは、裁決の取消しの訴え及び処分の取消しの訴えを提起することができます。

この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和6年6月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐



